



振興事業貸付

振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方には、一般貸付よりも有利な振興貸付をご利用いただけます。

支援対象 生活衛生関係の事業を営む方であって、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員

対象資金 設備資金および運転資金

融資額 【設備資金】

- 飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業: 1億5,000万円以内
- 一般公衆浴場業(一般貸付とは別枠): 1億5,000万円以内
- 旅館業、興行場営業: 7億2,000万円以内
- クリーニング業^{注1)}: 3億円以内

【運転資金】

- 全業種^{注1)}: 5,700万円以内

注1) クリーニング取次業に業態転換した方のうち、一定の要件に該当する方も対象となります。
(ただし、設備資金・運転資金とも4,800万円以内)

返済期間 【設備資金】18年以内(うち据置期間2年以内)

【運転資金】5年以内(うち据置期間6ヵ月以内)

特に必要な場合、7年以内(うち据置期間1年以内)

担保・保証人 ご融資に際しての保証人・担保(不動産、有価証券等)などにつきましては、お客様のご希望を伺いながら相談させていただきます。

【東日本大震災の影響により離職し、創業する方・被災地において創業する方へ】

東日本大震災関連の概要是以下の通り。

支援対象 次のいずれかに該当する方

1. 東日本大震災の影響による勤務先の倒産、解雇等により離職し、創業する方
※勤務先が被災地に所在する場合に限ります。
2. 1.により創業後おおむね5年以内の方 ※雇用保険受給資格者証の提出が必要
3. 被災地において創業する方
4. 3.により創業後おおむね5年以内の方^{注2)}

対象資金 新たに事業を始めるため、または事業開始後に必要とする設備資金

融資額 1,000万円以内

返済期間 設備投資 7年以内(うち据置期間6ヵ月)

※「被災地」とは、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第3項に定める
特定被災区域(岩手、宮城、福島の3県、および、青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野の一部)

注2) 東日本大震災後に創業し、現在も被災地において営業している方に限ります。

日本政策金融公庫ホームページより

【情報掲載先】

日本政策金融公庫ホームページ
http://www.jfc.go.jp/k/yuushi/seikatsu/setsubi/33_shinkojigyo_m.html

【お問い合わせ先】

日本政策金融公庫
事業資金相談専用ダイヤル
TEL: 0120-154-505



III 人材育成

地域コーディネーター活用事業交付金 (生物多様性の保全・活用による元気な地域づくり事業の一部)

地域の自然資源を守りながら持続的に活用するエコツーリズムは、元気な地域づくりを行う上で有効です。本事業では、エコツーリズムに取り組む又は取り組もうとする地域の協議会が、コーディネーターを活用して、エコツーリズムに係るルールやプログラムづくりなどの活動を支援します。

支援対象 地域の多様な主体から構成された協議会(市町村の参加必須)

補助率等 以下のうち最も少ない額に補助率2分の1を乗じて得た額とします。(限度額1,600万円)
ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額
イ 事業の実施に係る経費のうち、交付金の対象として大臣が認める経費

交付金の対象となる事業は、地域コーディネーターを活用したエコツーリズムを推進する活動で、以下に関するものとします。

区分	具体例
ア. エコツーリズム推進体制の整備・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・目標の検討や合意の形成など、関係者を中心としたエコツーリズム推進体制やネットワークの整備・強化 ・関係者の役割分担の明確化 ・意見調整、利害調整
イ. 資源調査	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の調査 ・資源活用の方向性の検討
ウ. ルールの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・フィールドの利用や地域資源の保全と活用方法に関するルールの策定 ・ルールの関係者での共有 ・ルールの運用
エ. 推進マニュアルの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・エコツーリズムを推進するために必要な事項についてまとめたマニュアル、およびガイド用マニュアルなどの作成
オ. ガイダンス及びプログラムの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイダンスの内容や伝え方の検討 ・地域における自然・人的資源等を活かしたエコツアープログラムの作成
カ. エコツアーの企画	<ul style="list-style-type: none"> ・移動手段、食事、休憩、宿泊など関係する団体との調整 ・資金計画、ターゲット設定、人数設定、価格設定、保険などの検討 ・受入体制、販売方法の検討
キ. モニタリング及び評価手法の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング調査の対象と手法の検討 ・モニタリング調査の実施 ・評価手法の検討 ・調査結果のフィードバック手法の検討
ク. 人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コーディネーター、ガイド、住民などの育成手法の検討 ・知識や技術、意識の向上を図るために研修会や検討会の開催 ・他の研修会等への参加
ケ. 広報	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット、チラシ、ホームページ等の作成

環境省ホームページより

【情報掲載先】

環境省ホームページ
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14799>

【お問い合わせ先】

環境省自然環境局総務課
自然ふれあい推進室
TEL: 03-5521-8271(直通)

中心市街地商業等活性化支援業務 等委託費事業



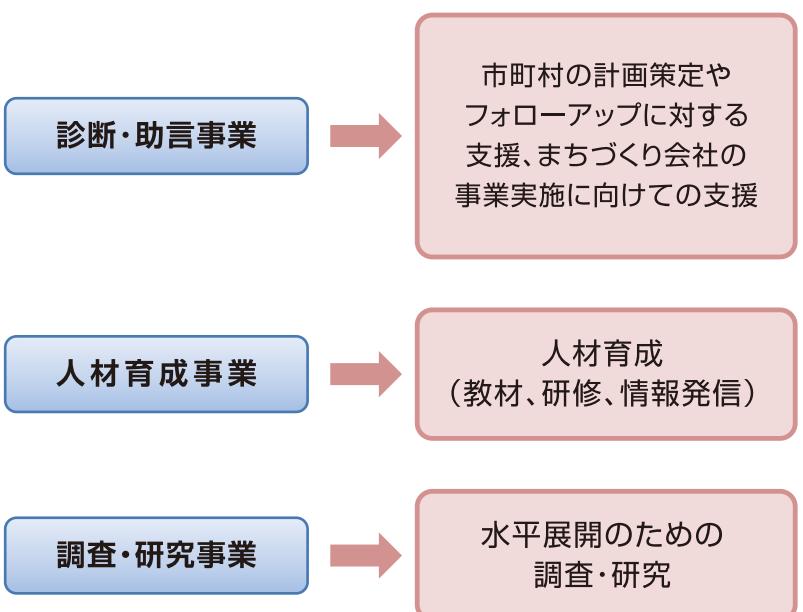
中心市街地に関する調査・研究や支援を行うことにより、中心市街地活性化基本計画の促進、中心市街地活性化に関する課題の解決を可能とし、市町村等による中心市街地活性化を継続的な取組とする事業です。

具体的には、主に以下のような事業を実施します。

- ① 市町村やまちづくり会社が行う中心市街地活性化の取組に対する、専門家派遣による支援
※東日本大震災の被災地域復興に資する事業を含む
- ② 中心市街地活性化に係る多様な知識を有し、活性化の推進を担う人材の育成
- ③ 今後の中心市街地活性化の在り方等に係る調査・研究

支援対象

委託・交付先としてのポテンシャルを有する企業・団体等



【期待される効果】

- 各種事業を効果的、効率的に実施することにより、以下が期待できる
- ① 中心市街地活性化基本計画実現の促進
 - ② 全国各地で実施している中心市街地活性化事業効果の拡大
 - ③ 市町村等が抱える中心市街地活性化に関する課題解決
 - ④ 東日本大震災被災地域の早期復興を促す

経済産業省ホームページより

【情報掲載先】

経済産業省ホームページ
http://www.meti.go.jp/main/yosan2011/pr_machidukuri.pdf

【お問い合わせ先】

絏済産業省 商務流通グループ中心市街地活性化室
TEL: 03-3501-3754

IV 人材調達・雇用



雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成します。

支援対象

雇用調整を行わざるを得ない事業主の方

【主な受給の要件】

- (1) 雇用保険の適用事業主であること ※大型倒産等事業主などの特定の事業主は要件が異なる
- (2) 売上高又は生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値がその直前3か月又は前年同期に比べ5%以上減少していること
- (3) 休業等を実施する場合は、従業員の全一日の休業または事業所全員一斉の短時間休業を行うこと (平成21年2月6日から当面の期間にあっては、当該事業所における対象被保険者等毎に1時間以上行われる休業(特例短時間休業)についても助成の対象となります)
- (4) 出向を実施する場合は、3か月以上1年内の出向を行うこと

受給額

●休業

休業手当相当額の2/3(上限あり)※
支給限度日数: 3年間で300日(休業及び教育訓練)

(大型倒産等事業主など特定の事業主については、支給限度日数が異なる)

●教育訓練

賃金相当額の2/3(上限あり)※

上記金額に事業所内訓練の場合1人1日2,000円、事業所外訓練の場合1人1日4,000円を加算

●出向

出向元で負担した賃金の2/3(上限あり)※

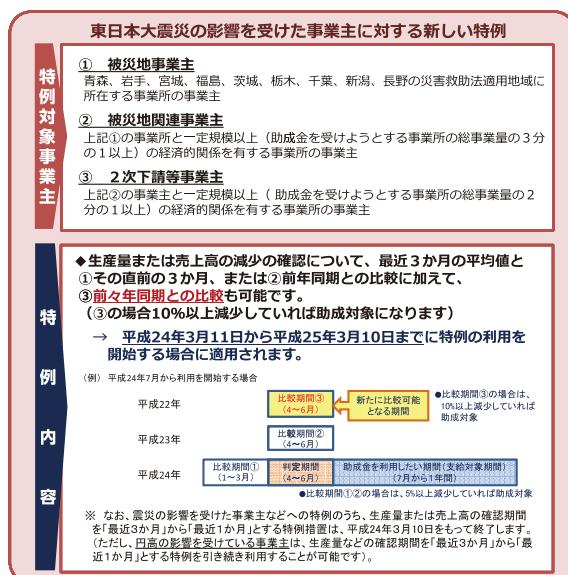
※従業員の解雇等を行わない事業主に対しては助成率を上乗せ(2/3→3/4)しています。

また障害のある人の休業等に対しても助成率を上乗せ(2/3→3/4)しています。

※なお、雇用調整助成金の対象期間は1年であり、1年ごとに受給の要件の確認が必要です。

東日本大震災の影響を受けた 事業主の皆さまへ 新しい特例を設けました

震災後、徐々に生産量などが回復しても、震災前と比べると依然として10%以上低い水準の場合には、助成金が利用できます



厚生労働省ホームページより

【情報掲載先】

厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a01-1.html>

【お問い合わせ先】

最寄りのハローワーク